

原子力損害賠償紛争審査会

会長 能見 善久 様

要 望 書

平成25年5月12日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

当市は、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の区域に分かれており、賠償金については、区域ごとに基準が異なっている状態です。当市はこれまでも、旧緊急時避難準備区域と30km圏外の賠償に差が生じていることについて、同一の基準にし、市民に対し公平な賠償とするよう国及び東京電力㈱に対し要望・要求してきたところですが、未だ、解決に至っていません。また、旧警戒区域内の建物の状況は、2年2ヶ月を経過し、雨漏りにより建物内が腐食していることや、猪、鼠などの害獣により荒らされ、更には生鮮野菜等の腐食により、悪臭が除去できないなど住める状況になく、建物を再建するには全壊相当の費用負担が必要です。平成24年7月に国から示された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」では、解除時期によって異なる賠償基準になっています。このような不公平な取り扱いでは、今後、避難指示の解除時期の設定にあたり、市民の理解を得ることはできず、早期帰還の大きな障害になると危惧しています。さらに、原子力災害により避難を余儀なくされたことで、長年かけて築き上げてきた地域コミュニティが崩壊し、再生が不可能な地域も出てくるなど、今まで当たり前にあったものが失われています。

以上のことから、下記の事項について、当市の現状を十分に把握していただき、実態に即した賠償基準を設定するよう要望いたします。

## 記

### 1、土地、建物及び家財の賠償について

(1) 避難指示の早期解除や住民自らが再建へ前向きになれるように、避難指示期間と賠償金割合を切り離して実質的かつ合理的な考え(小高区としての町の機能低下や荒廃の実態)のもと、全損扱いとし全額賠償すること。

また、家財の賠償についても、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、帰還困難区域と賠償基準の考えが異なっていることから、すべての区域において平等になるよう帰還困難区域と同じ基準にすること。

(2) 特定避難勧奨地域(特定避難勧奨地点及び特定避難勧奨地点周辺地域)の被災住民のほとんどは、放射性物質への不安から避難生活をしており、土地、建物の管理ができない状況にある。このことから、特定避難勧奨地域の被災者の土地、建物及び家財の賠償については、旧警戒区域と同様の取り扱いをすること。

( 3 ) 旧緊急時避難準備区域及び30km圏外については、住宅等の補修・清掃費用として30万円が一律的な賠償基準になっているが、土地・建物・家財の価値は原子力災害によって下がっているため、資産価値の減少分について賠償すること。

( 4 ) 避難指示区域内の財物賠償について、市が道路整備や防災集団移転促進事業等で土地等を買取る場合は、インフラ整備や被災者の生活再建を早急に進める観点から、東京電力(株)との合意の有無に関わらず売却の収入は賠償額から差し引かないこと。

## 2、営業損害、就労不能損害について

営業損害及び就労不能損害について、解除期間とは区別し、生活再建に十分な期間を補償すること。

特に、旧緊急時避難準備区域の営業損害に対する補償は、平成25年12月末までとなっているが、避難指示により隣接する小高区及び双葉郡の商圈を失っていることやいわき方面への交通網が寸断されていることにより、現在も経済活動は著しく停滞している。このことから、旧緊急時避難準備区域の営業損害については、隣接する地域の避難指示が解除され、人口と商圈の回復に十分な期間を補償すること。

## 3、精神的損害について

( 1 ) 賠償期間は、市内全域の除染が完了し、市民が安心して生活のできる環境が整うまでの間とすること。

( 2 ) 30km圏外と旧緊急時避難準備区域の賠償について、差が生じないように同様の取り扱いとすること。

## 4、地域コミュニティに対する賠償について

原子力災害による避難によって地域コミュニティが崩壊し、これまで築き上げてきた消防団活動、婦人会活動、お祭りなどの地域活動ができなくなり、再生が不可能なものも出ていく。長年に渡って活動してきたこれらの地域活動は地域の財産であり、地域コミュニティの再生に必要な賠償を行うこと。